

中国における外観設計特許の近似範囲の認定

～現有設計を考慮した近似範囲の認定～

中国知的財産権訴訟判例解説（第51回）

好子供児童用品有限公司
被上訴人（原審原告）

上海英倫ベビー児童用品有限公司
上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

外観設計特許の権利範囲は同一設計のみならず、近似する範囲にまで及ぶが（専利法第8条）、近似範囲を明確に特定することは困難である。また中国では無審査で登録されるため現有設計と比較してどの点が設計のポイントかも把握しにくい。

本事件においては、ベビーカーの設計が近似するか否かが争点となった。高級人民法院は、無効宣告請求で提出された現有設計との対比における依拠性設計特徴と、被疑侵害製品が設計変更した迂回性設計特徴とをそれぞれ認定した上で、対象特許と被疑侵害製品とが近似するか否か判断した。

高級人民法院は、全体観察により両設計は近似するとして、特許権侵害を認める判決をなした¹。

2. 背景

(1) 特許の内容

好子供児童用品有限公司（原告）は、「ベビーカー(2)」と称する外観設計特許第200530080993.X（993特許）を所有している。993特許は2005年2月28日に国家知識産権局に出願され、2005年11月9日に登録された。

1 2016年5月4日江蘇省高級人民法院判決（2015）蘇知民終字第00281号

附图一（ZL200530080993.X号外观设计专利公告图片）：



993特許

(2) 訴訟の経緯

上海英倫ベビー児童用品有限公司は“i-baby”ブランドS400IB型ベビーカー（被疑侵害製品）を製造販売している。

原告は、被告が製造販売する被疑侵害製品が、993特許を侵害するとして、被疑侵害製品の即時差し止め、及び、200万元の損害賠償を求めて人民法院に提訴した。

3. 高級人民法院での争点

争点：近似判断において現有設計を取り込むべきか否か

4. 高級人民法院の判断

判断：

(1) 外觀設計特許保護範囲及び外觀設計特許侵害判定方法について

最初に人民法院は、特許権の保護範囲と侵害の判定方法について言及した。

(i) 現有法律の関連規定

現有法律は、外觀設計特許権の保護範囲に対し、以下の通り規定している。